

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 5 6 号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例（平成２７年川崎市条例第６７号）の一部を次のように改正する。

別表第１の５の項を削る。

別表第２の１の項中「生活保護法」の次に「（昭和２５年法律第１４４号）」
を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。